

大 第 8 6 8 号
令和4年12月22日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

有資格者による石綿事前調査の義務化に係る周知用リーフレットについて (送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

さて、改正大気汚染防止法及び改正石綿障害予防規則の施行により、令和5年10月1日から、有資格者による、建築物等の解体等工事における石綿事前調査の実施が義務化されます。

この度、厚生労働省が周知のために作成した下記資料を参考までに送付致します。

記

- 1 改正石綿障害予防規則に関するリーフレット (厚生労働省作成)
- 2 改正石綿障害予防規則に関するポスター (厚生労働省作成)

【担当】

千葉県環境生活部大気保全課

大気規制班 関口

TEL : 043-223-3804

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp